

令和2年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療費分 (加入者全員が対象)} + \text{後期高齢者支援金分 (加入者全員が対象)} + \text{介護納付金分 (40歳～64歳が対象)}$$

【保険料の算出について】

平成30年4月からは、大阪府と市町村が共同保険者となって財政運営を行っています。

それに伴い、大阪府が示す市町村標準保険料率を採用したことにより、被保険者間の負担の公平性が確保されることになりました。

◆令和2年度の保険料率◆

区 分		平成31年度	令和2年度（改定後）	増減
医療費分	①所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 8.57%	料率 9.05%	+0.48%
	②均等割 加入者1人あたりの金額	29,713 円	32,015 円	+2,302 円
	③平等割 1世帯あたりの金額	31,799 円	33,785 円	+1,986 円
	保険料	①+②+③		
	最高限度額（法定限度額に変更）	580,000 円	610,000 円	+30,000 円
後期高齢者支援金分	④所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.69%	料率 2.69%	変更なし
	⑤均等割 加入者1人あたりの金額	9,249 円	9,358 円	+109 円
	⑥平等割 1世帯あたりの金額	9,898 円	9,875 円	▲23 円
	保険料	④+⑤+⑥		
	最高限度額（変更していません）	190,000 円	190,000 円	変更なし
介護納付金分	⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.58%	料率 2.66%	+0.08%
	⑧均等割 加入者1人あたりの金額	19,134 円	19,729 円	+595 円
	⑨平等割 1世帯あたりの金額	0 円	0 円	変更なし
	保険料	⑦+⑧+⑨		
	最高限度額（変更していません）	160,000 円	160,000 円	変更なし

（注）基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から33万円を引いた合算金額のことです。

○低所得者に対する保険料軽減（政令軽減）が見直されます。

国民健康保険料の軽減は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっていますが、そのうち5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の基準額が見直されます。（7割軽減は現行どおり）

【2割軽減】軽減判定所得の基準額を引き上げます。

（現 行） 基準額 33万円 + 5.1万円 × 被保険者数

（改正後） 基準額 33万円 + 5.2万円 × 被保険者数

【5割軽減】軽減判定所得の基準額を引き上げます。

（現 行） 基準額 33万円 + 2.8万円 × 被保険者数

（改正後） 基準額 33万円 + 2.8.5万円 × 被保険者数

（お問い合わせ先） 阪南市役所 保険年金課 国民健康保険担当（内線 2294・2267）